

## ●東北記録・県記録規定

①東北6県で統一する。県の記録として認められた記録が集められて東北記録となる。

県記録と東北記録に違いが出ないようにする。

日水連公認大会での記録とする。

東北記録が更新された場合は、開催県の情報システム委員長は東北情報システム委員長に連絡をする。

東北新記録証は各県で準備し、東北水泳連合会長名で発行する。様式は各県の新記録証と同様とする。

②全国大会については、東北情報システム委員長がデータを日水連より入手し、各県情報システム委員会にデータを送り、該当県で認定し、県記録、東北記録とする。

③東北以外での開催大会に出場する際は、所属チームの監督が事前に該当県情報システム委員長に報告し、該当県情報システム委員長は東北情報システム委員長にその旨を連絡する。東北情報システム委員長は日水連からデータをもらい、該当県情報システム委員長に送る。

東北内での大会では、開催県の情報システム委員長から参加県の情報システム委員長へデータを送る。

④東北出身の県外在住選手については、各県開催で県代表選手の選考等のため、県出身選手の参加を公式に認めている県大会においての記録を認める。ただし、選考以外でも公式に参加を認めている県大会であれば、記録を認める。

⑤県内にある大学の大学生が各県連盟の主催する県大会での記録については、学連登録ではあるが、県の記録として認める。ただし、参加を公式に認めている大会に限る。

その他の大会の記録は認めない。

⑥全国JSCAで東北チームとして出場したリレーでの東北記録を認める。

それ以外の特別な選抜チームなどを編成したものは認めない。

この規定は、東北情報システム委員会の内規とし、令和2年4月1日から施行する。

東北情報システム委員会